

道内自治体との連携による再エネ電力導入事業 提案説明書

1 本書の目的

本書は、札幌市が実施する「道内自治体との連携による再エネ電力導入事業」の連携協定締結者について、審査により候補者を選定するために必要となる事項について定めるものである。

2 事業概要

別添「道内自治体との連携による再エネ電力導入事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 参加資格

以下の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 市内に事業所を有する者にあつては、市税に係る徴収金を完納していること。市内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独で同時に参加していないこと。
- (6) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けていること。

4 参加に係る書類について

提案説明書、仕様書、提出書類等について、令和 5 年 1 月 4 日（水）から札幌市ホームページにて公開する。

5 提出書類

- (1) 企画競争参加申請書（様式 1）
- (2) 会社概要（様式 2）
- (3) 参加資格に係る書類

提案説明書「3 の参加資格」を証明する以下の書類を添付すること。

- ア 小売電気事業の登録書類等
- イ 登記事項証明書
- ウ 申出書（様式 3）
- エ 貸借対照表及び損益計算書

オ 納税証明書（市区町村税及び消費税）

※イ～オについては、札幌市競争入札参加資格者名簿に登載されている者については、提出を要しないものとする。

(4) 企画提案書

ア 取組姿勢（様式4-1）

イ 組織体制（様式4-2）

ウ 実績（様式4-3）

エ 事業スキーム（道内自治体の再エネ電力の活用）（様式4-4）

オ 事業スキーム（清掃工場等の余剰電力の活用）（様式4-4）

カ 事業計画（様式4-5）

キ 独自提案（様式4-6）

※企画提案書については、様式変更を認めるが、A4版またはA3版で作成することとし、項目は様式に準拠すること。

ク 事業実施スケジュール（様式任意）

6 企画提案書の内容について

別添仕様書を熟読のうえ、以下の内容で作成すること。

7 企画提案書作成にあたっての留意事項

(1) 用紙サイズはA4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合はZ折りにして綴じること。

(2) 企画提案書には表紙をつけ、表題として「道内自治体との連携による再エネ電力導入事業」と記載すること。

(3) 企画提案書は正本1部、副本11部を作成し、正本は表紙に社名を記載するが、副本には記載しないこと。副本はダブルクリップ等で留め、ホチキス留めはしないこと。

(4) 正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については、「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記等、特定できない表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。

また、所在地についても、正本を除き、「北海道札幌市」など市町村までの記載とし、会社を特定できないように留意すること。

(5) 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。

(6) 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。

(7) 体裁は以下のとおりとする。

ア 言語は日本語、通貨単位は円とすること。

イ ワードプロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズ12pt以上に設定すること。また、手書きで記載する場合は、1行あたり39文字を限度に記入すること。

ウ 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。

8 提出方法等

(1) 提出部数

- ア 企画競争参加申請書（様式1）及び会社概要（様式2）：各1部
- イ 企画提案書：12部（正本1部、副本11部）
- ウ 正本及び副本の電子データ（PDF形式でCD-R等の光学メディアで提出すること）

(2) 提出期限

- ア 企画競争参加申請書（様式1）及び会社概要（様式2）

令和5年1月12日（木）15時【必着】

- (ア) 提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- (イ) 参加資格の審査を行い、令和5年1月16日（月）までに結果を通知する。
- (ウ) 企画競争参加申請書提出後に参加を取りやめる場合には事前に連絡すること。

- イ 企画提案書：令和5年1月24日（火）15時【必着】

(3) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 12階
札幌市環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課 担当：西條、堤
電話：011-211-2872 FAX：011-218-5108

9 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式5）を提出するものとする。

(1) 質問受付

- ア 受付期間

令和5年1月4日（水）～令和5年1月12日（木）15時

- イ 提出方法

Eメールで受け付ける。Eメールの件名は「道内自治体との連携による再エネ電力導入事業企画提案に関する質問」とすること。

- ウ 提出先

上記8(3)の提出先に同じ。

Eメールアドレス：kan.energy@city.sapporo.jp

(2) 回答

回答は、ホームページに随時掲載する。令和5年1月16日（月）17時までにはすべての質問に対する回答を掲載する。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。

10 企画提案の審査

企画提案は、「道内自治体との連携による再エネ電力導入事業に係る企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において審査する。

審査に当たっては、実施委員会の各委員が別紙「評価基準」に基づき、100点満点で採点し、各委員の評価点の平均が60点を超え、かつ、最も優れた企画提案者を本件事業の協定締結候補者として決定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点の平均が60点を超える場合に事業予定者として選定する。

(1) 書類及びヒアリング審査

- ア 日時

令和5年1月30日（月）（予定）

イ 会場

札幌市役所会議室（予定） ※日時及び会場は別途通知する。

ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

エ 発表時間について

1 企画提案者あたりプレゼンテーション 30分、質疑 20分（予定）。

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

(2) 選定結果の通知、結果に対する質問

選定結果は、審査後、参加者全員に速やかに文書により通知する。また、選定結果に対する質問は8(3)に個別に連絡すること。

11 協定について

上記10により選定した協定締結候補者と協議の上、協議が整ったときは、連携協定を締結するものとする。

なお、協議が不調に終わった場合や、下記13(5)の事項に該当する場合には、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

12 企画競争実施に係るスケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

企画競争実施の告示	令和5年1月4日（水）
企画競争参加申請書及び会社概要の提出期限	令和5年1月12日（木）15時
質問受付、報告書等閲覧	令和5年1月4日（水）～令和5年1月12日（木）15時
質問に対する回答のホームページへの掲載	令和5年1月16日（月）17時までに行う
企画提案書の提出期限	令和5年1月24日（火）15時
書類及びヒアリング審査	令和5年1月30日（月）予定
事業予定者の発表	令和5年2月7日（火）予定

13 その他の留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(3) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、札幌市と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

(5) 失格要件

参加資格を有することについて確認を受けた者が、以下のいずれかに該当する場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、また事業予定者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

エ その他、実施委員会が不適切と判断したとき。